



目 次

告 示	ページ
◎告示（災害対策基本法による地方公共機関の指定）の一部改正（危機管理・防災課）	1
◎告示（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による地方公共機関の指定）の一部改正（ " ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ " ）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	1
○保安林の解除の予定（ " ）	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	2
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（ " ）	3
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（2件）（建築指導課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（3件）（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（ " ）	4
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4
○宅地建物取引業法による聴聞（住 宅 課）	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（6・20揭示）	5
落札公告	
○落札者等の公告（危機管理・	

防災課) 6

告 示

高知県告示第440号

昭和37年10月高知県告示第448号（災害対策基本法による地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

「社団法人高知県エルピーガス協会」を「一般社団法人高知県LPガス協会」に、「社団法人高知県バス協会」を「一般社団法人高知県バス協会」に、「社団法人高知県トラック協会」を「一般社団法人高知県トラック協会」に、「社団法人高知県医師会」を「一般社団法人高知県医師会」に、「財団法人高知県消防協会」を「公益財団法人高知県消防協会」に、「社団法人高知県建設業協会」を「一般社団法人高知県建設業協会」に、「社団法人高知県歯科医師会」を「一般社団法人高知県歯科医師会」に、「社団法人高知県薬剤師会」を「公益社団法人高知県薬剤師会」に改める。

高知県告示第441号

平成17年6月高知県告示第454号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

「高知市本町四丁目1番24号」を「高知市大原町80番地2」に、「社団法人高知県エルピーガス協会」を「一般社団法人高知県LPガス協会」に、「社団法人高知県バス協会」を「一般社団法人高知県バス協会」に、「高知市南の丸町5番地17」を「高知市南ノ丸町5番地17」に、「社団法人高知県トラック協会」を「一般社団法人高知県トラック協会」に、「高知市鷹匠町二丁目1番36号」を「高知市丸ノ内一丁目7番45号」に、「社団法人高知県医師会」を「一般社団法人高知県医師会」に、「高知市本町三丁目3番21号」を「高知市鷹匠町二丁目1番5号」に改める。

高知県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
信貴耳鼻咽喉科	南国市大埴甲1770-6	平25・5・15
松本病院	四万十市中村山手通45番地	" 6 1

高知県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
かもめ薬局南国	南国市大埴乙1009-1	平24・3・2
かもめ薬局佐川	高岡郡佐川町丙1400	" 4 1
かもめ薬局日高	高岡郡日高村本郷200-2	" " "
信貴耳鼻咽喉科	南国市大埴甲1770-6	平25・5・14
松本病院	四万十市中村山手通45番地	" " 31

高知県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年4月1日	社会福祉法人土佐市社会福祉事業団 土佐市高岡町丁943-イ2	土佐市老人短期入所施設 ほほえみ 土佐市高岡町甲1792-2 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
平成25年4月16日	株式会社徳増工業 室戸市浮津二番町65	小規模多機能型居宅介護施設絆 室戸市元甲208 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

高知県告示第445号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通

知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山1004の53・1004の62・1004の63・1004の64（以上4筆国有林）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第446号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町蜷川字柳ヶ谷3834の1・字東ニカキ3836の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第447号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年6月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 作業期間
平成25年6月19日から同年10月31日まで
- 作業地域
仁淀川、波介川及び宇治川直轄管理区間（高知市、土佐市、吾川郡いの町及び高岡郡日高村の各一部）並びに物部川直轄管理区間（南国市、香南市及び香美市の各一部）

高知県告示第448号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡

多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市坂ノ下（追加）
（1）標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	宿毛市坂ノ下字丸田	720-1地先
7	〃 〃 字下モ谷山	1011-1
8	〃 〃 字蔵屋敷	834-7地先
9	〃 〃 字チイケ谷	831
10	〃 〃 字大平	885-1
11	〃 〃 字船場山	1015-15
12	〃 〃 字牛ノ水	811-4地先

（2）区域

平成24年9月高知県告示第582号で指定した宿毛市坂ノ下（中）急傾斜地崩壊危険区域内（以下「582号区域」という。）に存する標柱1と標柱6を直線で結んだ線、標柱6から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と582号区域に存する標柱3を直線で結んだ線、582号区域に存する標柱3と582号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び582号区域に存する標柱2と582号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱9から11までを順次に直線で結んだ線、標柱11と12を市道宿毛坂ノ下線に沿って結んだ線及び標柱12と9を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津井字カセフチ358番1から 高岡郡四万十町下津井字スゲノサコ795番1まで	前	5.1 } 8.4	107
	後	6.3 } 12.8	107

高知県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中土佐佐賀
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番14から 高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙528番1まで	前	5.7 } 28.3	315
	後	A	5.7 } 28.3
B		11.0 }	287

高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙528番 8 まで		72.4	
--------------------------------	--	------	--

高知県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市伊尾木字馬ヶ 谷4045番 8 地先から 安芸市伊尾木字井ノ 上3826番 4 まで	前	2.7 6.9	416
	後	4.7 13.8	416

高知県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字五百 蔵乙3172番 3 から 安芸市井ノ口惣次	前	2.2 5.7	48
	後	5.5	

出口乙3352番 3 まで	後	5.9	48
安芸市井ノ口字善次 屋敷乙3430番 3 から 安芸市井ノ口字善次 屋敷乙3428番 1 まで	前	4.3 4.8	55
	後	6.5 7.0	55
安芸市井ノ口字惣次 出口乙3351番から 安芸市井ノ口字惣次 出口乙3352番 3 まで	前	2.2 4.6	40
	後	5.8 6.5	40

高知県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字惣次出口乙 3351番から 安芸市井ノ口字惣次出口乙 3352番 3 まで	40	平成25年7月5日

高知県告示第454号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市蛸が丘一 丁目12番地先	南国市久礼田字 鯛ノ骨309番 5 地先	9.0	236.0

高知県告示第455号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市久礼田字 鯛ノ骨309番 5 地先	南国市久礼田字 宝蔵115番地先	9.0	355.6

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任) 長野 和視 安芸市穴内甲1073-2

(就任) 長野 芳雄 安芸市穴内甲 1506

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西土佐地区土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事 長崎幸一郎 四万十市西土佐藪ヶ市 495-1
 " 松浦 栄 " " 57
 " 安岡 浩三 " 西土佐下家地 573
 " 久保 政廣 " 西土佐須崎 352
 " 上崎 保 " " 195
 " 宗崎 福威 " 西土佐大宮 66
 " 竹崎 政司 " " 1769
 " 竹葉 傳 " " 472
 " 宮畠 稔明 " " 1569-2
 " 石本 正英 " " 642-1
 " 濱田 稲積 " " 909
 " 中川 勝海 " " 1329-6
 " 篠田 定亀 " " 978
 監事 谷脇 實 " 西土佐藪ヶ市 487
 " 岡崎 英右 " 西土佐大宮 948
 " 竹葉 忠明 " " 1627-1

(就任)

理事 長崎幸一郎 四万十市西土佐藪ヶ市 495-1
 " 松浦 和人 " " 477-2
 " 武内 友榮 " 西土佐下家地1874
 " 久保 政廣 " 西土佐須崎 352
 " 上崎 保 " " 195
 " 宗崎 福威 " 西土佐大宮 66
 " 竹崎 政司 " " 1769
 " 竹葉 傳 " " 472
 " 宮畠 稔明 " " 1569-2
 " 石本 正英 " " 642-1
 " 濱田 稲積 " " 909
 " 中川 勝海 " " 1329-6
 " 篠田 定亀 " " 978
 監事 谷脇 實 " 西土佐藪ヶ市 487
 " 岡崎 英右 " 西土佐大宮 948
 " 竹葉 徳一 " " 1569-6

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、にじとさ土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所
 (退任)
 理事 佐竹 久司 四万十市西土佐奥屋内 817
 " 篠田 伸久 " " 1296-1
 " 石川 眞 " 西土佐玖木 80

" 和田 悦雄 " 西土佐口屋内 256
 " 宇都宮和實 " 西土佐中半 393
 " 稲田 喜敏 " 西土佐藤ノ川 116
 " 阿部 敦雄 " " 130-イ
 " 芝 貢 " 西土佐用井 68
 " 杉本 晃 " 西土佐半家 77-1
 " 土居 隆夫 " " 85-1
 " 中脇 渉 " 西土佐長生 269
 " 長崎 等 " 西土佐江川 859-2
 " 笹岡 豊生 " 西土佐江川崎 153
 " 濱田 雅信 " " 612
 " 室津 憲一 " " 1065
 " 井上 満則 " 西土佐西ケ方1100
 " 竹葉 準一 " 西土佐下家地 721
 監事 山本 安男 " 西土佐奥屋内1180
 " 岡崎 武雄 " 西土佐中半 399-イ
 " 山崎 至大 " 西土佐江川崎1587

(就任)

理事 佐竹 久司 四万十市西土佐奥屋内 817
 " 篠田 伸久 " " 1296-1
 " 石川 眞 " 西土佐玖木 80
 " 和田 悦雄 " 西土佐口屋内 256
 " 宇都宮和實 " 西土佐中半 393
 " 稲田 喜敏 " 西土佐藤ノ川 116
 " 阿部 敦雄 " " 130-イ
 " 芝 貢 " 西土佐用井 68
 " 杉本 晃 " 西土佐半家 77-1
 " 土居 隆夫 " " 85-1
 " 中脇 渉 " 西土佐長生 269
 " 長崎 等 " 西土佐江川 859-2
 " 笹岡 豊生 " 西土佐江川崎 153
 " 濱田 雅信 " " 612
 " 室津 憲一 " " 1065
 " 井上 満則 " 西土佐西ケ方1100
 " 竹葉 準一 " 西土佐下家地 721
 監事 山本 安男 " 西土佐奥屋内1180
 " 岡崎 武雄 " 西土佐中半 399-イ
 " 山崎 至大 " 西土佐江川崎1587

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市廿枝土地改良区の定款の変更を平成25年6月24日に認可した。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年5月29日 25高都計第68号	南国市浜改田字鳥養 831番2	南国市浜改田27番地 野村 光生

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 聴聞の期日
平成25年7月18日（木）午前10時30分
- 聴聞の場所
高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター 2階小会議室
- 聴聞を受ける者
 (1) 商号又は名称
柴田運送株式会社
 (2) 代表者の氏名
柴田 征治
 (3) 主たる事務所の所在地
須崎市吾井郷字太郎乙858番地1
 (4) 免許証番号
高知県知事（3）第2527号
 (5) 免許年月日
平成25年3月31日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第32号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成25年6月20日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「	〃	介良西部会館	高知市介良丙329番地6	〃	」	を削
---	---	--------	--------------	---	---	----

り、

「	〃	春野西諸木公会堂	高知市春野町西諸木1498番地	平成22年6月21日	」	を
---	---	----------	-----------------	------------	---	---

「	〃	春野西諸木公会堂	高知市春野町西諸木1498番地	平成22年6月21日	」	に改
〃	〃	下知コミュニティセンター多目的ホール	高知市二葉町10番7号	平成25年6月20日	」	

め、

「	〃	沖の島保育園	宿毛市沖の島町弘瀬362番地2	〃	」	を削
---	---	--------	-----------------	---	---	----

り、

「	〃	田ノ浦体育館	宿毛市小筑紫町田ノ浦937番地	〃	」	を
---	---	--------	-----------------	---	---	---

「	〃	宿毛市田ノ浦体育館	宿毛市小筑紫町田ノ浦937番地	平成25年6月20日	」	に改
〃	〃	宿毛市栄喜体育館	宿毛市小筑紫町栄喜165番地	〃	」	
〃	〃	弘瀬離島センター	宿毛市沖の島町弘瀬562番地1	〃	」	

め、

「	〃	四万十檜生原農村婦人の家	高岡郡四万十町檜生原139番地3	〃	」	、
---	---	--------------	------------------	---	---	---

「	〃	四万十町木屋ケ内集会所	高岡郡四万十町木屋ケ内220番地2	〃	」	及び
---	---	-------------	-------------------	---	---	----

「	〃	四万十町十和総合開発センター	高岡郡四万十町十川145番地3	〃	」	を削
〃	〃	四万十町立久保川保育所	高岡郡四万十町久保川74番地24	〃	」	

り、

「	大月町	二ツ石保育所	幡多郡大月町鉾土ナガレ越シ605の3	〃	」	を
〃	〃	中央保育所	幡多郡大月町頭集字一の坂正81	〃	」	
〃	〃	つきなだ保育所	幡多郡大月町姫ノ井字沖の前700	〃	」	

「	大月町	つきなだ保育所	幡多郡大月町姫ノ井字沖の前700	〃	」	に改
---	-----	---------	------------------	---	---	----

める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県総合防災情報システム更新等（防災情報基幹業務システム他）委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年6月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
524,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため